

第6章 教育・保育施設の充実

第1節 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

【認定区分】

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

※認定区分とは、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）し、その上で施設型給付を行う仕組みのことです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付とは、保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることをいいます。



第2節 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

また、平成28年度からの実施に向けて、子どもセンター保育園と上芦別保育園の統合を目指します。

1 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

■芦別市全域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	129人	128人	129人	126人	118人
確保の内容	180人	180人	180人	180人	180人
特定教育・保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
確認を受けない幼稚園	180人	180人	180人	180人	180人
過不足	△51人	△52人	△51人	△54人	△62人

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

※確認を受けない幼稚園とは、自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のことをいいます。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。



2 2号認定（3歳以上、保育園を利用希望）

■芦別市全域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	51人	50人	51人	49人	47人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外	51人	50人	51人	49人	47人
確保の内容	108人	52人	52人	52人	52人
特定教育・保育施設	108人	52人	52人	52人	52人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	△57人	△2人	△1人	△3人	△5人

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。

3 3号認定（0歳、保育園を利用希望）

■芦別市全域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	9人	9人	10人	10人	10人
確保の内容	10人	10人	10人	10人	10人
特定教育・保育施設	10人	10人	10人	10人	10人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	△1人	△1人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。



4 3号認定（1・2歳、保育園を利用希望）

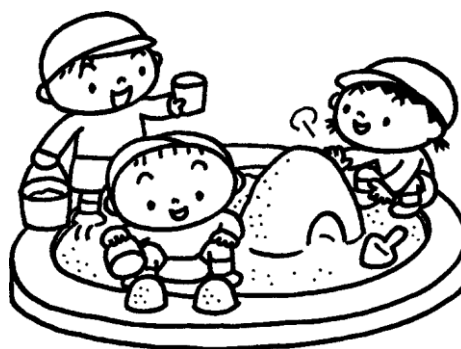
■芦別市全域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	46人	43人	42人	47人	48人
確保の内容	52人	48人	48人	48人	48人
特定教育・保育施設	52人	48人	48人	48人	48人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	△6人	△5人	△6人	△1人	0人

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。



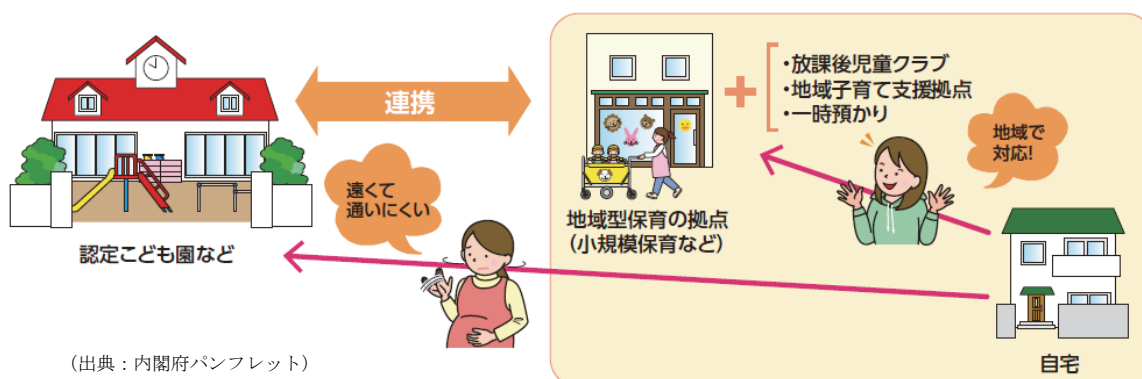
第3節 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえて、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を検討していきます。

- 認定こども園の整備促進、普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育
- 幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続
- 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進、地域の子育て支援の役割
- 0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携等

【地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大）】



第4節 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

- 職員配置の充実
- 職員の資質向上に向けた研修等の充実

第5節 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

